

日米の関税合意文書解説 日本の産業を守り抜く

山本左近の活動はこちら



H.P. YouTube Twitter Facebook Instagram

このたび退陣を表明した石破総理が、今月7日の緊急会見で繰り返し述べていたのが、「アメリカとの関税をめぐる交渉に一区切りがついたこと」でした。

その合意内容は、先日9日内閣官房のホームページで公表されました。今回は、この合意文書について解説をしていきます。

総合的な評価

公表された日米の合意文書について、英文も和文も目を通しましたが、結果として、日本が大きな成果を収めたものと考えます。一見、アメリカに有利と見える部分もありますが、実際は、日本の主張がしっかりと通った交渉結果でした。

自国の産業を守り、米国にも成果を

まず大きなポイントは、**日本が、自国の農業や産業を守るため、自国の関税を一切下げなかったこと**です。ほかの国々は、アメリカと交渉する中で「お互いに関税を下げ合う」という形を取りましたが、日本は「こちらは絶対に下げない」と強く主張し続けました。その結果、**日本の農業や産業を守ることに成功したのです。**

次に注目すべきは「**80兆円規模の投資**」と呼ばれる部分です。トランプ大統領は「自分が自由に使えるお金だ」と語っていますが、実際の仕組みはそうではありません。

日本の国際協力銀行（JBCI）や日本貿易保険（NEXI）が関わるため、日本に関係のない事業や一方的に損をするような投資はできない仕組みになっています。最終的な選択を大統領が行う前に、**事前に日米の委員会ですっかり調整される仕組み**がとられています。大統領には「自分が決めた」と言わせつつ、実際は日本の意向が反映される形になっているのです。

利益の分け方についても工夫があります。表向きは「日本1…アメリカ9」と不利に見えますが、最初の融資回収分は5・5で分けることになっており、日本の損が大きくなるような配慮されています。交渉はお互いの歩み寄りです。関税交渉で日本が有利に進めた分、投資のところではアメリカが「成果を得た」と言える形にした、というのが実際のところなのです。

日本の負担は最小限に

さらに具体的な分野で見ても、日本の負担は最小限に抑えられて

います。例えば、航空会社によるボーイング機100機の購入は、もともと予定されていた発注で新しい負担はありません。コメの輸入も現行制度の範囲内、防衛装備品も既存の計画内での調達です。そして、アメリカが関税を強化しようとしていた医薬品や半導体について、日本は「最恵国待遇」を勝ち取り、優遇された扱いを確保しました。

国内の対応

政府は事業者の不安に丁寧に対応しようと、影響を受ける業界や地域への説明会や相談窓口を全国1000カ所に設け、資金繰り支援や販路開拓の後押しを進めています。

今回の交渉は、日本が守るべきものを守りつつ、アメリカにも「勝った」と言わせる余地を残した形です。**外交の世界では相手に顔を立てさせることが重要です。**

トランプ大統領が関税政策を重視する現状において、一定の成果を上げたものと考えますが、今後この合意が守られ、日本が不利にならないようにしっかりと見ていく必要があります。

前衆議院議員

山本左近

《やまもと・さこん》

不屈の
三河武士

愛知県豊橋市出身。1982年7月9日生まれ。43歳。豊橋南高校卒業、南山大学。11歳、レーシングキャリアスタート。19歳、単身渡欧。24歳、当時日本人最年少F1ドライバーデビュー。30歳、帰国後、医療介護福祉の世界に。医療法人・社会福祉法人さわらびグループの統括本部長就任。2019年第25回参議院議員通常選挙（比例代表）に自民党公認で立候補し、落選。2021年第49回衆議院議員総選挙（東海ブロック比例代表）に自民党公認で立候補し初当選。当選直後から、合成燃料の国産化の必要性を訴え、3年以内に日本初の実証プラントの稼働を実現した。また、2022年8月、初当選後一年に満たない中、文部科学大臣政務官兼復興大臣政務官に異例の抜擢。科学技術・文化の担務を中心に活躍。2024年第50回衆議院議員総選挙に自民党比例代表で2期目に立候補するも落選し現在に至る。英語、スペイン語を話すマルチリンガル。

(仮訳)



日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、

強固で協力的な二国間関係の重要性を確認し、

2025年7月22日に公表された日米間での枠組み合意を誠実かつ速やかに実施することにコミットし、

経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500億米ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識し、

次の了解に達した。

○日本は、2029年1月19日までに、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、パイプラインを含むエネルギー、人工知能（AI）・量子コンピューティングなどの分野で、5,500億米ドル（約80兆円）を米国に投資する。

投資の選定

1. 米国大統領は、投資委員会により推薦された中から投資先を選定する。

投資の実行及び管理

2. 投資は、本覚書の日付から2029年1月19日までの間、随時、行われる。ただし、特定の日時までに投資を清算又は処分する義務は存在しない。
3. この覚書に従い、米国大統領は、投資先を推薦・監督するために、投資委員会（以下「投資委員会」）を設立する。
4. 投資委員会は、米国商務長官が議長を務め、投資委員会が随時選出する他の委員を含む。単一又は複数の米国連邦省庁又は機関の公益又は戦略的利益に関連する又は重大な

外国のベンダー及びサプライヤーの代わりに、日本のベンダー及びサプライヤーを選択する。

○可能な限り日本のベンダー及びサプライヤーを選択する

キャッシュフロー及び配分

11. 米国は、各投資に関連して新しい投資 SPV を設立する。各投資 SPV は米国又は米国が指名する者がゼネラルパートナーとなって管理、統治する。各投資 SPV は、実質的に以下のパラグラフ 12 からパラグラフ 15 に沿った形のガバナンス及び配分に係る定めを有することが意図されている（投資 SPV の最終的な企業形態によって必要に応じて調整される場合があり得る）。
12. 米国は、投資による全てのフリーキャッシュフローをこの覚書に従って分配させるものとする。投資に関するプロジェクトの管理機関又は統治機関は、当該プロジェクトからの利用可能なキャッシュフローを、随時、該当する投資 SPV に対して分配する。
13. パラグラフ 8 に従いつつ、投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配（以下「分配」）は、該当する投資 SPV によって、以下の優先順位に従う時期・金額で、随時、米ドルで行われる。
 - (a) まず、みなし配分額に等しい合計額がそれぞれに分配されるまで、米国に 50%、日本に 50%（米国における税の控除後）。
 - (b) その後、米国に 90%、日本に 10%。

○特別目的会社（SPV）を設立し、米国で管理。

投資紹介義務の不存在

15. 米国・日本のいずれも、投資委員会に潜在的な投資機会を紹介する義務を負わない。

投資分野

16. 米国における投資は、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない経済・国家安全保障上の利益を促進する分野に焦点を当てることを意図する。

責任の免除及び制限

影響を与える将来の投資には、投資委員会の議長の決定に従い、当該省庁又は機関が関与する。

5. 投資委員会は、大統領への推薦に先立ち、両国から指名される者で構成される協議委員会（Consultation Committee）と協議する。協議委員会は、とりわけ、それぞれの国の関連する戦略的及び法的な考慮事項について、投資委員会にインプットを提供する。
6. 米国投資アクセラレーターは、投資及び投資に関する活動（資金を提供する日本の関係機関とのやり取りを含む。）の実行とそれに係る文書の作成及びこの覚書に従う投資に関する管理・執行を行う責任を負う。

○協議委員会（日米）→投資委員会（米国）→大統領推薦→大統領選定

資金提供

7. 米国は、日本に対し、レビューのため投資先を随時提示し、日本は、大統領が当該投資先を選定したと日本が通知された日の後 45 営業日以上経過した日に、米国投資アクセラレーターが指定する単一又は複数の口座に、米ドル建ての即時利用可能な資金を拠出する。
8. 日本は、独自の裁量により、投資に対して必要な資金を提供しないことを選択することができるが、そのような決定を行う前に米国と協議を行う。日本が、この覚書に従った協議プロセスを行ったにもかかわらず、要請日までに投資額を全額供与しない場合（以下「資金不足額」）には、日本は、みなし配分額に従う分配金を受ける権利を喪失し、その代わりに改定配分額に従う分配金を受けるものとし、この場合において、パラグラフ 13(a) 中「みなし配分額」とあるのは、「改定配分額」と読み替えるものとする。改定配分額に従い実際に受け取る金額との差額は、「キャッチアップ額」と称される。米国が資金不足額に相当するキャッチアップ額を受領するまで、分配は改定配分額に従って行われ、米国が当該金額を受領した後の分配は、みなし配分額に従って再開される。日本が資金提供を行わないことを選択した場合、米国は、大統領が定める率で単一又は複数の関税率を米国への日本からの輸入品に対して課すこともできる。米国は、日本がこの覚書を誠実に履行し、投資額について資金提供を怠らないでいる間、2025年7月22日に発表された日米間の枠組み合意において同意された内容に基づく単一又は複数の関税率を合意の対象となった品目について引き上げる意図を有しない。
9. 米国は、米国連邦の土地のリース、交通アクセス、水、電力、エネルギーを投資に関するプロジェクトに可能な場合にアレンジする意思を有するとともに、オフテイク契約をアレンジするよう努める。（以下に定義する）関係法令に従い、米国は、投資に関するプロジェクトに関連して適用される規制プロセスを迅速化する意図を有する。

日本のベンダー及びサプライヤー

10. 投資及び投資に関連するプロジェクトに商品・サービスを提供するベンダー及びサプライヤーを選択するに当たり、投資委員会は、可能かつ利用できる場合には、比較可能な

2

17. 米国、日本、投資委員会又はそれらの部門、省庁、職員、代理人、被指名者若しくは関係者は、投資に関して行われた判断の行使、作為又は不作為について、米国、日本又はその他の者に対して責任を負わない。この覚書の他のパラグラフ又は法律若しくは憲法において存在する義務にかかわらず、日米両国のそれぞれは、この覚書又は投資に関して、それらの部門、省庁、職員、代理人、被指名者又は関係者が、相手方又はその他の者に対し、それぞれの役割、サービス又はその職務上行った作為若しくは作為を行わなかったことに関連して、いかなる受託者責任も負わないこととする。

費用

18. 日米両国は、各々、投資の組織・運営に関連する費用を自ら負担するが、投資 SPV の利用可能な資金から、投資の実行に関連して発生した合理的な自己負担費用を払い戻すよう求めることができる。

意見の相違又は紛争の解決

19. 日米両国は、この覚書の解釈及び/又は実施の結果として日米の間に生じ得る相違又は紛争を、可能な限り、協議委員会の枠組みを含め、相互協議を通じて友好的に解決することを意図する。

法的性質

20. 日米両国は、それぞれの国内合意、法律（又は後継の合意・法律）（総称して「関係法令」）を遵守する意思を宣言する。
21. この覚書は、日米両国間の行政上の了解であり、法的拘束力のある権利・義務を生じさせるものではない。この覚書は、第三者にいかなる権利も利益も付与するものではなく、日米両国各々の関係法令又は国際法に基づきいかなる権利や義務を生じさせるものではない。
22. この覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない。
23. 本覚書で定義されることなく大文字で記載されている用語は、付録に掲げる意味を有する。

修正及び中止

24. この覚書は、最後の署名時に有効になり、中止されるまで有効である。この覚書は、日米両国相互の書面による同意により、いつでも修正することができる。いずれの当事者も、この覚書のパラグラフ 19 に沿って意見の相違又は紛争を友好的に解決するよう努めつつ、相手方に中止の意思を書面で通知することにより、いつでもこの覚書を中止することができる。この場合、双方は、既に行われた投資の取扱いについて友好的に協議する。日米両国はそれぞれ、この覚書の運用に影響を与える関係法令の変更について、相手方に書面で通知することが期待される。

* 誤植のお知らせ：左近ニュース66号の高市早苗候補の決選投票における党員票は、109ではなく、正しくは21でしたことお詫び訂正させていただきます。

山本左近 豊橋事務所

〒440-0806 愛知県豊橋市八町通1丁目14-1 TEL. 0532-21-7008 FAX. 0532-21-7003 info@sakonyamamoto.com

お名前、ご住所等のご確認のお願い

お名前やご住所に変更がありましたら、山本左近事務所までご一報ください。山本左近を応援してくださる皆さまに今後も情報をお届けできるよう努めて参りますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

討議資料